

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 保安林の指定を解除する予定である件 一
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 一
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二
- 道路の区域を変更する件四件 二
- 落札者を決定した件 四
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四
- 随意契約の相手方を決定した件 五

## 告 示

### 福島県告示第一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年一月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 解除予定保安林の所在場所  
南相馬市原町区金沢字浦一九七の三、一九八の四、二〇一の六、二〇一の七  
保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 二 解除の理由
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅
- 二一 解除予定保安林の所在場所  
南相馬市原町区金沢字浦一九七の三、一九八の四、二〇一の六、二〇一の七

- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

（森林保全課）

### 福島県告示第二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年一月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
白河市表郷金山字吉釜三、五から一三まで、一六、一七、表郷中野字山神入二三、二六、四六、四七、五〇、五五、六一
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

### 福島県告示第三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年一月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
三浦元 大倉菊次 三浦恒一郎 渡部通 小澤金藏 佐藤甚吾 三浦光一 蓮沼新

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-----	-----------	------------------------	------------------

**福島県告示第四号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十八年一月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年一月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(平成二十七年福島県告示第七百七十二号)によること。
  - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- (森林保全課)
- 二 通知の内容の要旨
- 一 大塚雄一 永井輝夫 若菜光 佐藤ミツイ 渡部常信 三浦順八 遠藤倉八 若菜綱男 佐藤駒吉 大竹武志 渡部常八 小澤トヨ 小澤直吉 小沢忠次郎 小沢米八 若菜爲彦 小澤久吉 佐藤豊記 加藤作治郎 大塚栄吉 佐藤鐵次郎 大塚長太 小沢リウ 小林茂 佐藤定市 三浦清志 永井己之八 小澤亟一 富山豊八 小澤小平 穴澤惣次郎 三浦ヒロノ 神田喜代八 穴澤熊三 若菜政八 佐藤貢 渡部清 小澤幾八 小澤定吉 大塚勇四郎 神田直喜 渡部己之八 神田四郎 加藤忠則 上野一 小澤次三郎 三浦ハチ 神田庄次郎 遠藤ミ子 渡部惣藏 若菜四八 佐藤貢 神田與平次 神田小市 小澤治三郎 富山豊八 大野重次郎 神田市太 穴澤與志次郎 神田善次郎 小林吉太郎 若菜綱男 穴澤熊三 佐藤豊美 神田與之介 大塚勇四郎 神田直記 渡部己之八 永井幸市 神田庄次郎 神田善次郎 若菜己之八 若菜宗三郎 若菜作八 小澤久次郎 小澤友次 小沢清次郎 大倉庄吉 渡部徳次 渡部徳平 渡部徳七 渡部清 永井庄三 永井己之八 佐藤善八 佐藤捨次郎 佐藤庄八 佐藤定三 穴澤惣次郎 加藤作次郎 穴澤万四郎 穴澤幸作 富山亀八 大野一衛 安部重雄 穴澤サン 鈴木二郎 蓮沼卯八 穴澤己之八 蓮沼新次郎 安部勇 大野左市 蓮沼卯吉 小林茂 永井峰雄 富山勝人 渡部俊男 神田庄次 若菜定世 小澤忠次郎 小澤米八 佐藤鉄次郎 小沢幾次郎

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-----	-----------	------------------------	------------------

**福島県告示第六号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十八年一月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年一月四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわき石川線	いわき市遠野町深山田字沢繋一七番二地先から	変更前	八・五〇	六六二・三
		変更後	九・八〇	六六二・三
同	市遠野町深山田字沢繋一二〇番一八地先まで	変更前	七・〇〇	六六二・三
		変更後	七・〇〇	六六二・三

(道路計画課)

**福島県告示第五号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十八年一月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年一月四日

福島県知事 内堀雅雄

県道須賀川矢吹線	西白河郡矢吹町大久保二四九番一地先から	変更前	七・一〇	一、三〇六・〇
同	郡同 町西長峰四三番一地先まで	変更後	一一・六〇	一、三〇六・〇

(道路計画課)

		変更前					変更後				
		A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
県道いわき上三坂小野線	いわき市泉町下川字境ノ町一六番二地先から	八・六〇	一八・二〇	一六・五〇	二九・〇〇	二五・〇〇	八・六〇	一八・二〇	一六・五〇	二九・〇〇	二五・〇〇
	同 市山田町道端一番一〇地先まで	六八・〇〇	七九・二〇	五二・〇〇	二四・〇〇	一四三・〇〇	六八・〇〇	七九・二〇	五二・〇〇	二四・〇〇	一四三・〇〇
	いわき市江畑町堀ノ内六五番一地先から	一一、七五七・三〇	五九九・〇〇	六二〇・〇〇	八二七・〇〇	九七一・〇〇	一一、七五七・三〇	五九九・〇〇	六二〇・〇〇	八二七・〇〇	九七一・〇〇
	同 市江畑町平前三番三地先まで										
	いわき市泉町下川字境ノ町一六番二地先から										
	同 市山田町道端一番一〇地先まで										
	いわき市江畑町堀ノ内六五番一地先から										
	同 市江畑町平前三番三地先まで										
	いわき市泉町下川字境ノ町一六番二地先から										
	同 市泉町下川字萱手一〇四番地先まで										
	いわき市添野町大町二七番地先から										
	同 市添野町猿田一三番一五地先まで										
	いわき市高倉町堤ノ上八〇番地先から										

同 市高倉町堤ノ作七二番一地先まで			
-------------------	--	--	--

(道路計画課)

福島県告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十八年一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道久之浜港線	いわき市久之浜町久之浜字立一三〇番地先から 同 市久之浜町久之浜字沢目八番一地先まで	変更前 変更後	一四・〇〇 四七・〇〇	六五八・二〇 六九五・七〇

(道路計画課)

公 告

公告第1号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県避難者意向調査（応急仮設住宅入居実態調査）業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年1月4日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県避難者意向調査（応急仮設住宅入居実態調査）業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部避難地域復興局避難者支援課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年11月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社日本リサーチセンター 東京都中央区日本橋本町二丁目7番1号
- 5 落札金額  
30,996,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成27年10月16日

（避難者支援課）

公告第二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十八年一月四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
四時川沿岸土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 近藤 定光

いわき市錦町中ノ町八六番地

同 小野 勝彦

同 市川部町橋本六三番地

同 佐藤 正輝

同 市川部町上中田五九番地

同 山田 益嗣

同 市川部町御宝殿二一番地

同 星 國雄

同 市川部町花ノ井一二番地の二

同 小野 一男

同 市川部町四沢前ノ内三七番地

同 根本 勝

同 市川部町関田北町一八番地

同 澤田 武好

同 市川部町大久保一二四番地の一

同 芳賀 一三

同 市川部町横根二三番地の一

同 星 定見

同 市川部町花ノ井一〇番地

同 鷺 龍雄

同 市川部町成沢七〇番地

同 金成 雄

同 市川部町鷺内二九番地

就任した役員

理事 山田 益嗣

いわき市錦町御宝殿二一番地

同 村上 善則

同 市川部町上中田一四八番地の一

同 鷺 良光

同 市川部町安良町一〇番地

同 山野 遼 保嘉

同 市川部町鈴鹿二七番地

同 田子 英二

同 市川部町中ノ町四九番地の一

同 小野 一男

同 市川部町四沢前ノ内三七番地

同 舟生 勝一

同 市川部町関田行屋前一六番地の五

同 小野 勝彦

同 市川部町橋本六三番地

同 澤田 武好

同 市川部町大久保一二四番地の一

同 芳賀 一三

同 市川部町横根二三番地の一

同 金成 雄

同 市川部町鷺内二九番地

同 根本 信一

同 市川部町台一六番地

同 宮澤 忠一

同 市川部町江栗馬場五六番地

（農村計画課）

**公告第3号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年1月4日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
きのこ原木非破壊検査機器 2式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年12月3日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日立造船株式会社 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
- 5 随意契約に係る契約金額  
66,960,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

（入札用度課）